

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年7月30日

【四半期会計期間】 第122期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 鳥居薬品株式会社

【英訳名】 TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高木正一郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 千葉昌

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 千葉昌

【縦覧に供する場所】 鳥居薬品株式会社 南関東支店
(さいたま市南区沼影一丁目10番1号
(ラムザタワー))

鳥居薬品株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目3番8号
(KDX新横浜ビル))

鳥居薬品株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
(NFC丸の内ビル))

鳥居薬品株式会社 大阪支店
(大阪府中央区久太郎町二丁目1番30号
(船場ダイヤモンドビル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第121期 第1四半期累計期間	第122期 第1四半期累計期間	第121期
	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (百万円)	13,246	13,947	52,294
経常利益 (百万円)	1,223	1,369	2,952
四半期(当期)純利益 (百万円)	686	815	1,849
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	5,190	5,190	5,190
発行済株式総数 (株)	28,800,000	28,800,000	28,800,000
純資産額 (百万円)	75,986	76,934	76,700
総資産額 (百万円)	85,670	88,095	91,350
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	24.26	28.82	65.36
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			40.00
自己資本比率 (%)	88.7	87.3	84.0

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社の企業集団（当社、親会社および子会社1社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、本年7月29日開催の当社取締役会において、非連結子会社である鳥居産業株式会社を解散することを決議しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績

当第1四半期累計期間の売上高は、13,947百万円と前年同期に比べ700百万円（5.3%）増加しました。

主要な製品・商品の販売状況につきましては、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」は3,297百万円と前年同期に比べ325百万円（10.9%）増加したほか、「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」は3,148百万円と前年同期に比べ298百万円（10.5%）増加しました。なお、本年5月、抗HIV薬「スタリビルド配合錠」の販売を開始いたしました。

費用面におきましては、売上原価は6,159百万円と前年同期に比べ455百万円（8.0%）増加し、販売費及び一般管理費は6,466百万円と前年同期に比べ49百万円（0.8%）増加しました。

以上の結果、営業利益は1,321百万円と前年同期に比べ194百万円（17.3%）増加し、経常利益は1,369百万円と前年同期に比べ146百万円（11.9%）増加しました。四半期純利益につきましては815百万円と前年同期に比べ128百万円（18.8%）増加しました。

(2) 財政状態

当第1四半期会計期間末の総資産は、88,095百万円と前事業年度末に比べ3,255百万円（3.6%）減少しました。これは、キャッシュ・マネージメント・システム預託金が3,913百万円増加しましたが、現金及び預金が4,158百万円、有価証券が3,594百万円減少したこと等によるものです。

負債につきましては、11,160百万円と前事業年度末に比べ3,489百万円（23.8%）減少しました。これは、流動負債のその他に含まれる未払金が3,295百万円、賞与引当金が569百万円減少したこと等によるものです。

純資産につきましては、76,934百万円と前事業年度末に比べ233百万円（0.3%）増加しました。これは、主に利益剰余金が249百万円増加したことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は1,655百万円であります。

なお、ALK-Abello A/S（デンマーク）から導入したアレルゲン検査薬「T0-205」の国内第 相臨床試験を開始しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,800,000	28,800,000	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。 単元株式数は100株であ ります。
計	28,800,000	28,800,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		28,800,000		5,190		6,416

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成25年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 499,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,274,800	282,748	同上
単元未満株式	普通株式 26,200		同上
発行済株式総数	28,800,000		
総株主の議決権		282,748	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式74株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 鳥居薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町 三丁目4番1号	499,000		499,000	1.73
計		499,000		499,000	1.73

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.1%
売上高基準	0.5%
利益基準	0.6%
利益剰余金基準	0.0%

(注) 上記割合の算定にあたっては、金額的重要性が乏しいため、会社間項目の消去前の数値によっております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,903	1,745
キャッシュ・マネージメント・システム預託金	1 6,324	1 10,237
受取手形及び売掛金	20,248	20,791
有価証券	29,197	25,602
商品及び製品	4,970	5,282
仕掛品	477	521
原材料及び貯蔵品	2,082	2,225
その他	2,288	2,067
流動資産合計	71,492	68,473
固定資産		
有形固定資産	5,652	5,639
無形固定資産	639	616
投資その他の資産	2 13,566	2 13,365
固定資産合計	19,857	19,621
資産合計	91,350	88,095
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,674	6,132
未払法人税等	713	576
賞与引当金	1,210	641
役員賞与引当金	55	15
返品調整引当金	0	0
その他	6,315	3,128
流動負債合計	13,969	10,493
固定負債		
退職給付引当金	134	147
その他	546	519
固定負債合計	680	666
負債合計	14,650	11,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,190	5,190
資本剰余金	6,416	6,416
利益剰余金	65,594	65,843
自己株式	858	858
株主資本合計	76,341	76,591
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	358	342
評価・換算差額等合計	358	342
純資産合計	76,700	76,934
負債純資産合計	91,350	88,095

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	13,246	13,947
売上原価	5,703	6,159
売上総利益	7,543	7,788
販売費及び一般管理費		
販売促進費	826	873
給料及び手当	1,154	1,210
賞与引当金繰入額	507	535
研究開発費	1,850	1,655
その他	2,077	2,190
販売費及び一般管理費合計	6,417	6,466
営業利益	1,126	1,321
営業外収益		
受取利息	29	25
受取配当金	57	24
為替差益	5	-
その他	6	6
営業外収益合計	97	55
営業外費用		
支払利息	0	0
為替差損	-	7
その他	0	0
営業外費用合計	1	7
経常利益	1,223	1,369
特別損失		
固定資産除却損	19	0
ゴルフ会員権評価損	6	-
特別損失合計	26	0
税引前四半期純利益	1,197	1,368
法人税等	510	553
四半期純利益	686	815

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

- 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、JTグループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している日本たばこ産業(株)への資金の預託であります。
- 投資その他の資産に係る貸倒引当金

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
	30百万円	30百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	248百万円	235百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	566百万円	20.00円	平成24年3月31日	平成24年6月22日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	566百万円	20.00円	平成25年3月31日	平成25年6月21日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

当社は、医薬品事業の他に不動産賃貸収入がありますが、重要性が乏しいことからセグメント情報については記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	24円26銭	28円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	686	815
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	686	815
普通株式の期中平均株式数(千株)	28,301	28,300

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月26日

鳥居薬品株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島 達 弥

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている鳥居薬品株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第122期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、鳥居薬品株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。